

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	児童相談システム更改に伴う現行システムデータ移行業務		
発 注 課	子ども未来局児童相談所地域連携課		
選 定 事 業 者	北日本コンピューターサービス株式会社		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
児童相談システム及び家庭児童相談システムは、選定業者のパッケージシステムに本市独自のカスタマイズを加えたものであり、設計書等は選定業者のみが所有している。 よって、当該事業者以外に本業務を委託することとした場合、システムの内容や構造、運用方法等について詳細に把握することが極めて困難であり、本業務を迅速かつ安全確実に履行するという委託契約の利便を享受することが出来るのは選定業者のみとなる。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和7年4月18日		